

連絡事項：法制度における高次脳機能障害の位置づけ

～高次脳機能障害は精神障害に含まれます～

（１）精神障害者保健福祉手帳（精神保健福祉法）

高次脳機能障害によって日常生活や社会生活に制約があると診断されれば「器質性精神障害」として、精神障害者保健福祉手帳の申請対象になります。申請時に必要な診断書を記載するのは、精神科医である必要はなく、リハビリテーション医や神経内科医、脳神経外科医等も可能です。高次脳機能障害の主要症状と日常生活への影響や困っている点について具体的に診断書に記載してあることが重要です。

※平成23年4月1日以後、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の説明」の、「（１）精神疾患（機能障害）の状態 ⑥器質性精神障害」の中に（b）高次脳機能障害とその定義が明記されています。

（２）障害福祉サービス（障害者総合支援法）

高次脳機能障害は、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス（自立支援給付と地域生活支援事業）の対象です。精神障害者保健福祉手帳だけでなく、自立支援医療受給者証や医師の診断書があれば、障害福祉サービスの支給申請をすることができます。

（３）厚生労働省における対応要領・対応指針（障害者差別解消法）

高次脳機能障害は、障害者差別解消法の対象として、「厚生労働省における対応要領」及び「福祉分野における事業者が講ずべき対応指針」に明記されています。

※出典：障発0303第1号（平成23年3月3日）：厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準についての一部改正について」